

# 平成26年度福祉事業のご案内

町では、障がいのある方も、高齢者も、安心して暮らすことができるように、さまざまな支援制度を行っています。



## 高齢者福祉

### 八乙女げんき塾事業 (デイサービス)

**条件** 介護保険に該当しない65歳以上の方で、介護予防のために利用が必要であると認められた方

**利用** 月曜日～金曜日の間でおおむね1回、午前10時から午後3時まで

**利用料** 1回当たり700円  
**場所** 老人福祉センター

### いきいき在宅生活サポート事業 (ホームヘルプサービス)

**条件** 65歳以上の方のみの世帯で、介護保険に該当しない方で、日常生活で支援及び指導が必要な方

**利用** 家事支援、1週間2回以内で1回1時間未満  
**利用料** 1回あたり236円

### 短期宿泊活用地域生活サポート事業 (短期入所サービス)

**条件** 介護保険に該当しない65歳以上の方で、生活支援及び指導が必要な方。介護者が冠婚葬祭で不在のときなど。

**利用** 7日間以内/月  
**料金** 食費・滞在費含み1日当たり2202～3486円

**条件** 世帯の収入額の合計が1000万円以下で、かつ(90万円×18歳以上の世帯員数+500万円)以下であること

### 高齢者寿賀祝品支給事業

長寿を祝福し祝品を支給します。

**条件** 数え77歳、88歳、99歳、100歳の方

**給付** 77歳、88歳は町の賀詞、99歳は県の賀詞及び町の祝品(敬老会で支給)、1月1日

で数え100歳の方に賀詞と5万円を支給します。(いずれも贈呈時ご存命の方に限る)

### ねたきり高齢者等介護者激励金支給事業

在宅のねたきり高齢者等を介護している方に、介護者激励金を支給します。

**条件** 6カ月以上の在宅の介

**条件** 介護保険に該当しない65歳以上の方で、生活支援及び指導が必要な方。介護者が冠婚葬祭で不在のときなど。

### 在宅介護おむつ支給事業

在宅で常時失禁状態にある方等に、おむつを支給します。

**条件** 世帯の収入額の合計が1000万円以下で、かつ(90万円×18歳以上の世帯員数+500万円)以下であること

概ね65歳以上で要介護度3以上の方(入院中は該当しません)

**給付** 現物(1カ月当たり4000円相当以内)

### 地域生活あんしんネットワーク事業

一人暮らしの高齢者などが、急病や災害などの緊急時にごく簡単な操作で受信センターに通報することのできる緊急通報機器の設置を行います。

**条件** 65歳以上の方のみの世帯、またはこれに準ずる方で町民税非課税世帯

**利用料** 1カ月当たり540円

### 物忘れ相談事業

**条件** 物忘れなどが気になる方や、その家族

**利用** 認知症などの早期発見・治療に結びつけるために精神科医による相談、あるいは訪問を行います。

\*2カ月に1回 金曜日の午後2時から(日程は広報しらたかでお知らせ予定)

**利用料** 無料

### 元氣パワーアップクラブ事業

体力・運動機能の維持向上を目的に、週1回2時間程度の運動を行う教室です。

**条件** 元氣はつらつクラブ修了者の方、または運動を希望する65歳以上の方

**利用料** 1回当たり200円

### 高齢者世帯等雪下ろし費支給事業

自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。

**条件** 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯

**給付** 屋根の雪下ろし1回当たり1万5000円を上限として年度3回以内

### 高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。

**条件** 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯

**内容** 住居の出入り口から生活道路に出るまでの人的除雪を行います。

### 認知症支援訪問事業

認知症の疑いのある方、認知症の方と家族の方が安心して在宅生活が続けられるよう、認知症ケアの専門職が訪問し支援します。

**対象** 40歳以上の方で認知症について相談したい方

### おたっしや訪問事業

ひとり暮らしの方が安心して生活できるよう支援するために保健看護職が訪問します。

**対象** 75歳以上のひとり暮らしの方

※詳細は19ページの「見守り支え合い」をご覧ください。

■高齢者福祉に関する問い合わせ  
健康福祉課地域包括支援センター ☎8610112